10月30日

三丁目、野中四丁目、則貞三丁目、則貞四丁目、

開二丁目、

開三丁目、開四丁目、

開

平成 27 年 (金曜日)

休猟区の指定 (自然保護課)..... 鳥獣保護区の指定に関する告示の一部改正 (自然保護課)...... 鳥獣保護区の設定に関する告示の一部改正 (四件) (自然保護課) ... 銃猟禁止区域の設定に関する告示の一部改正 (二件) (自然保護課)... 特別保護地区の指定に関する告示の一部改正 (自然保護課)..........

П

山口県告示第三百九十号

Щ

ように改正する。 鳥獣保護区の設定に関する告示 (昭和三十年山口県告示第七百十四号)の一部を次の

平成二十七年十月三十日

山口県知事 村 畄 政

理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第二十八条第一項の 規定により、鳥獣保護区を」に、「禁猟区を設定した」を「指定する」に改める。 二 区域に関する部分を次のように改める。 「 狩猟法 (大正七年法律第三十二号) 第九条の規定に基き、」を「鳥獣の保護及び管

二 区 域 浦三丁目、亀浦四丁目、 五丁目、今村南一丁目、 宇部市今村北一丁目、今村北二丁目、今村北三丁目、 亀浦五丁目、常盤台二丁目、床波一丁目、床波二丁目、野中 今村南二丁目、今村南三丁目、亀浦一丁目、亀浦二丁目、亀 今村北四丁目、今村北

五丁目、大字沖宇部、大字上宇部及び大字西岐波の区域(次の図に示す部分に限

十一日」に改める。 三 存続期間に関する部分中「平成二十七年十月三十一日」を「平成三十七年十月三) (面積 九四七ヘクタール)

四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える

省略し、その図面を山口県美祢農林事務所に備え置いて縦覧に供す

(「次の図」は、

山口県告示第三百九十一号

目

次のように改正する。 鳥獣保護区の設定に関する告示 (昭和三十七年山口県告示第五百六十八号)の一部を

平成二十七年十月三十日

: : : : : : :

Ξ

四 Д

山口県知事

村 岡

嗣

政

規定により、鳥獣保護区を」に、「禁猟区を設定した」を「指定する」に改める。 理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の 狩猟法 (大正七年法律第三十二号) 第九条の規定に基き、」を「鳥獣の保護及び管

二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 山口市徳地野谷及び徳地船路の区域(次の図に示す部分に限る。) 三、一二七ヘクタール) (面積

十一日」に改める。 三 存続期間に関する部分中「平成二十七年十月三十一日」を「平成三十七年十月三

(「次の図」は、 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える 省略し、 その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供す

山口県告示第三百九十二号

部を次のように改正する。 鳥獣保護区の設定に関する告示 (昭和五十年山口県告示第九百二十四号の十四)の

平成二十七年十月三十日

山口県知事 村 畄 嗣 政

第八十八号)第二十八条第一項の規定により」に、「設定する」を「指定する」に改め に基づき」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律 鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ二第一項の規定

高野鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める

二 区域 田後地の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 九三〇ヘクタール) 下関市豊浦町大字川棚、豊浦町大字黒井、豊浦町大字吉永及び豊浦町大字涌

成三十七年十月三十一日」に改める。 高野鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十七年十月三十一日」を「平

うに加える。

加える。 高野鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように

る (「次の図」は、 省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供す

土井ケ浜鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

図に示す部分に限る。)(面積 一、一五〇ヘクタール) 下関市豊北町大字神田、 豊北町大字神田上及び豊北町大字矢玉の区域(次の

「平成三十七年十月三十一日」に改める。 土井ケ浜鳥獣保護区の三の存続期間に関する部分中「平成二十七年十月三十一日」

うに加える。 土井ケ浜鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のよ

(「次の図」は、 省略し、 その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供す

Щ

П

山口県告示第三百九十三号

のように改正する。 鳥獣保護区の設定に関する告示 (昭和六十年山口県告示第八百六十五号)の一部を次

平成二十七年十月三十日

山口県知事 村 畄 政

శ్ఠ

に基づき」 鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ八第一 を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律 項の規定

第八十八号) 第二十八条第一項の規定により」に、「設定する」を「指定する」に改め

高照寺山鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

ಶ್ಶ

二区域 岩国市周東町祖生の区域(次の図に示す部分に限る。 (面 積 ーヘク

高照寺山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十七年十月三十一日」 を

平成三十七年十月三十一日」に改める。 高照寺山鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のよ

(「次の図」 Ķ 省略し、 その図面を山口県岩国農林事務所に備え置いて縦覧に供す

桜山鳥獣保護区の二(区域に関する部分を次のように改める)

二 区域 美祢市伊佐町伊佐、伊佐町奥万倉、伊佐町堀越及び東厚保町山中の区域(次 の図に示す部分に限る。) (面積 五一四ヘクタール)

成三十七年十月三十一日」に改める。 桜山鳥獣保護区の三(存続期間に関する部分中「平成二十七年十月三十一日」を「平

加える 桜山鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように

(「次の図」 Ιţ 省略し、 その図面を山口県美祢農林事務所に備え置いて縦覧に供す

ಠ್ಠ

江良鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める

二 区域 下関市豊浦町大字川棚の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 ヘクタール) — 四 五

成三十七年十月三十一日」に改める 江良鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十七年十月三十一日」 を 平

加える。 江良鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように

(「次の図」 は 省略し、 その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供す

山口県告示第三百九十四号

のように改正する。 鳥獣保護区の指定に関する告示 (昭和四十年山口県告示第六百九十六号)の一部を次

ಠ್ಠ

(「次の図」は、

省略し、その図面を山口県岩国農林事務所に備え置いて縦覧に供す

平成二十七年十月三十日

村 岡 政

適正化に関する法律」に改める。 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の

羅漢山鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める

二 区 域 示す部分に限る。)(面積 一、三八一ヘクタール) 岩国市錦町宇佐郷、 錦町大原、本郷町本谷及び美和町秋掛の区域(次の図に

「平成三十七年十月三十一日」に改める。 羅漢山鳥獣保護区の三(存続期間に関する部分中「平成二十七年十月三十一日」

ర్శ

に加える。 羅漢山鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のよう

る (「次の図」は、 省略し、その図面を山口県岩国農林事務所に備え置いて縦覧に供す

山口県告示第三百九十五号

П

のように改正する。 特別保護地区の指定に関する告示(昭和六十年山口県告示第八百七十号)の一部を次

平成二十七年十月三十日

Щ

山口県知事 村 畄 政

適正化に関する法律」に改める。 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の

区域 羅漢山鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分を次のように改める。 羅漢山鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。) (面積 一〇二へク

十一日」を「平成三十七年十月三十一日」に改める。 羅漢山鳥獣保護区特別保護地区の三の存続期間に関する部分中「平成二十七年十月三

の次に次のように加える。 羅漢山鳥獣保護区特別保護地区の四 特別保護地区の保護に関する指針に関する部分

高照寺山鳥獣保護区特別保護地区の二(区域に関する部分を次のように改める)

タール) 高照寺山鳥獣保護区の区域 (次の図に示す部分に限る。) (面積 二八ヘク

三十一日」を「平成三十七年十月三十一日」に改める。 高照寺山鳥獣保護区特別保護地区の三(存続期間に関する部分中「平成二十七年十月

分の次に次のように加える。 高照寺山鳥獣保護区特別保護地区の四 特別保護地区の保護に関する指針に関する部

(「次の図」は、 省略し、その図面を山口県岩国農林事務所に備え置いて縦覧に供す

区域 大原湖鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分を次のように改める。 大原湖鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。) (面積 三一ヘク

十一日」を「平成三十七年十月三十一日」に改める。 大原湖鳥獣保護区特別保護地区の三(存続期間に関する部分中「平成二十七年十月三

の次に次のように加える 大原湖鳥獣保護区特別保護地区の四 特別保護地区の保護に関する指針に関する部分

ಠ್ಠ (「次の図」は、 省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供す

常盤鳥獣保護区特別保護地区の二(区域に関する部分を次のように改める)

区域 常盤鳥獣保護区の区域 (次の図に示す部分に限る。) (面積 一三ハヘク

日」を「平成三十七年十月三十一日」に改める。 常盤鳥獣保護区特別保護地区の三(存続期間に関する部分中「平成二十七年十月三十

次に次のように加える。 常盤鳥獣保護区特別保護地区の四 特別保護地区の保護に関する指針に関する部分の

(「次の図」は、 省略し、 その図面を山口県美祢農林事務所に備え置いて縦覧に供す

る

江良鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分を次のように改める。 江良鳥獣保護区の区域 (次の図に示す部分に限る。) (面積 二九ヘクター

江良鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成二十七年十月三十

ಠ್ಠ

次に次のように加える。 一日」を「平成三十七年十月三十一日」に改める。 江良鳥獣保護区特別保護地区の四 特別保護地区の保護に関する指針に関する部分の

る。) (「次の図」は、省略し、その図面を山口県下閉農林事務所に備え置いて縦覧に供す

山口県告示第三百九十六号

報

第三十四条第一項の規定により、 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 休猟区を次のとおり指定する。

平成二十七年十月三十日

嗣 政

山口県知事 村 畄

二 区域 クタール) 山口市阿東篠目の区域 (次の図に示す部分に限る。) (面積 二、一一三へ

三 存続期間 平成二十七年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで (「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供す

Щ

П

名称

見付・田代休猟区

ಠ್ಠ

真尾休猟区

二 区域 (次の図に示す部分に限る。) (面積 一、五九九ヘクタール) 防府市大字上右田、大字東佐波令、大字久兼、大字真尾及び大字和字の区域

三 存続期間 平成二十七年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで (「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供す

弥富・鈴野川休猟区

る。) (面積 二、三七八ヘクタール) 萩市大字鈴野川、大字弥富上及び大字弥富下の区域 (次の図に示す部分に限

Ξ (「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林事務所に備え置いて縦覧に供す 存続期間 平成二十七年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

山口県告示第三百九十七号

次のように改正する。 銃猟禁止区域の設定に関する告示 (昭和五十年山口県告示第八百九十二号)の 部を

平成二十七年十月三十日

山口県知事 村 岡 嗣

政

する」を「指定する」に改める。 法律第八十八号) 第三十五条第一項の規定により、 銃猟禁止区域」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年 「鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正七年法律第三十二号)第十条の規定に基づき、 特定猟具使用禁止区域」に、「 設定

名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

名称 藤河内特定猟具使用禁止区域

一 区域 宇部市大字棯小野及び大字藤河内の区域(次の図に示す部分に限る。 (面

一四七ヘクタール)

十一日」に改める。 三 存続期間に関する部分中「平成二十七年十月三十一日」 を「平成三十七年十月三

三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

禁止又は制限に係る特定猟具の種類

ಶ್ಠ

(「次の図」は、 省略し、 その図面を山口県美祢農林事務所に備え置いて縦覧に供す

山口県告示第三百九十八号

次のように改正する。 銃猟禁止区域の設定に関する告示 (昭和六十年山口県告示第八百七十二号)の 一部を

వ్త

平成二十七年十月三十日

外-52)

山口県知事 村 畄 嗣 政

する」を「指定する」に改める。 銃猟禁止区域」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年 法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域」に、「設定 「鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正七年法律第三十二号)第十条の規定に基づき、

名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 光市中村町、光ヶ丘及び大字浅江の区域(次の図に示す部分に限る。 三(存続期間に関する部分中「平成二十七年十月三十一日」を「平成三十七年十月三積)一五〇ヘクタール) 名称 潮音寺山特定猟具使用禁止区域

三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

十一日」に改める。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 (「次の図」は、省略し、その図面を山口県周南農林事務所に備え置いて縦覧に供す 銃器 平成二十七年十月三十日発行平成二十七年十月三十日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県 庁